

内閣參質一七四第四一號

平成二十二年三月十九日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員川口順子君提出漢方薬を公的医療保険の対象外とする案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川口順子君提出漢方薬を公的医療保険の対象外とする案に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年十一月十一日開催された行政刷新会議ワーキンググループにおいては、医師の処方せんによらずに薬局で購入できるような湿布薬、うがい薬、漢方薬などについて、公的医療保険の対象とすべきかどうかの問題提起がなされた上で議論が行われ、御指摘の取りまとめコメントがなされたところであり、市販品類似薬にはこのような漢方薬を含むという理解の下で議論が行われたものと承知している。

二について

お尋ねの額及び割合については、把握していないが、「平成二十年社会医療診療行為別調査」及び「平成二十年度医療費の動向」を基に、これらを推計すると、それぞれ約千億円及び約〇・三パーセントである。

三について

御指摘の「医学教育モデル・コア・カリキュラム」における「和漢薬を概説できること」という項目は、

文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、当該カリキュラムを作

成するに際し、各大学の意見等を踏まえ、医療に携わる者として国民の医療の実情に関する知識を備えることが必要であるとの観点から盛り込まれたものである。

また、平成二十一年十一月十一日に開催された行政刷新会議ワーキンググループにおいては、医師の処方せんによらずに薬局で購入できるような湿布薬、うがい薬、漢方薬などについて、公的医療保険の対象とすべきかどうかについて議論が行われたところであるが、公的医療保険の対象からすべての漢方薬を除外することを前提として議論したものではなく、御指摘の整合性について問題とならない。

四及び五について

漢方薬を保険適用外とすることについては、社会保障審議会医療保険部会において議論を行つたが、御指摘の懸念や患者の負担が増えることに対する懸念等が示されたところである。こうした点も踏まえ、平成二十一年度予算の編成過程において検討した結果、保険適用外とすることを見送ることとしたところである。

六について

御指摘のようなモデル事業や実証調査は、実施していない。

七について

厚生労働省としては、御指摘の伝統医学等と近代西洋医学とを組み合わせた統合医療について検討するため、同省内に統合医療プロジェクトチームを立ち上げたところであり、まずは、当該プロジェクトチームにおいて、これまでに蓄積された統合医療に係る科学的根拠を再度整理し、統合医療の有効性を検証した上で、今後の取組について検討してまいりたい。

